

# 民営化の手法及び時期について

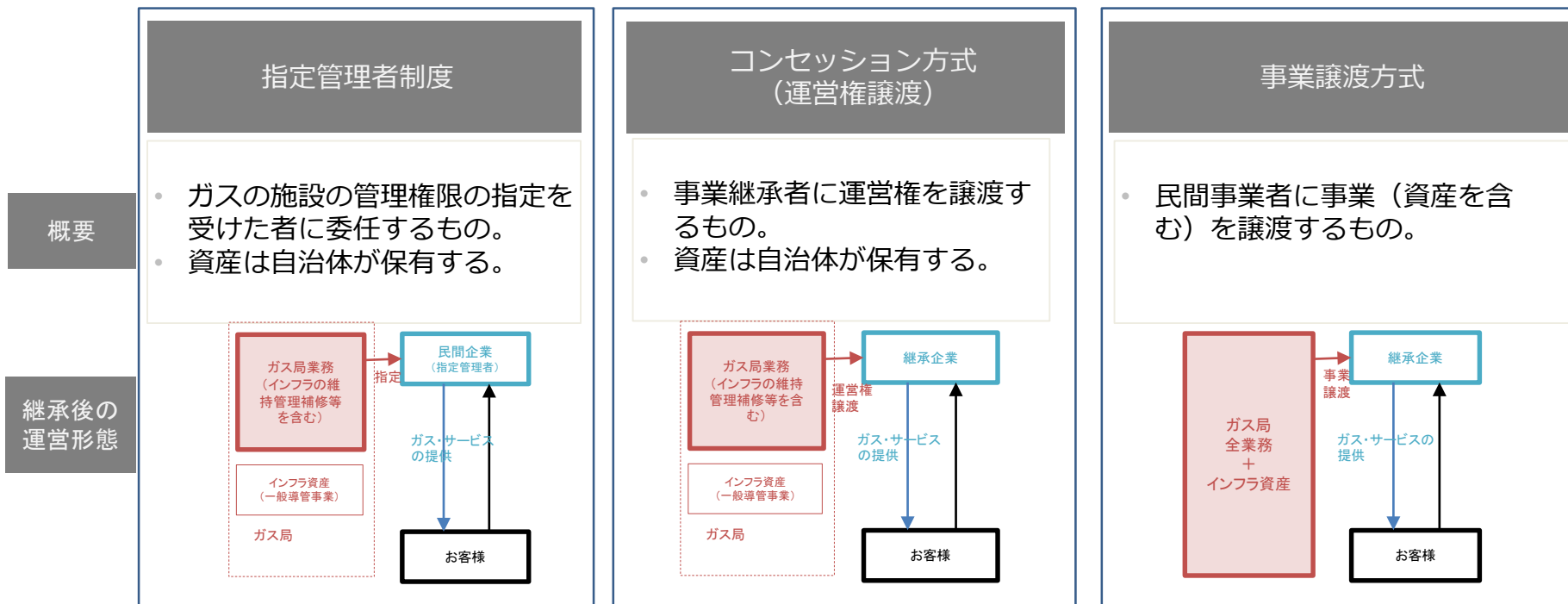


令和元年8月20日

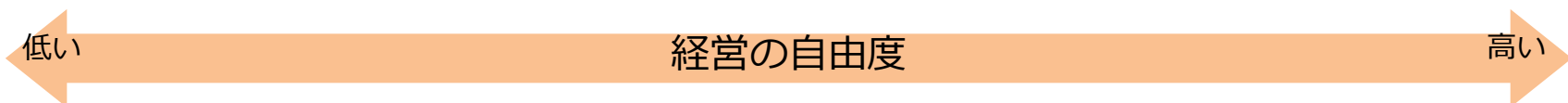
# 1 事業運営形態の比較①

## ➤ 民営化後の事業運営形態

民営化後の事業運営形態として、これまでの事例から考えると公共施設等運営権（コンセッション）方式と事業譲渡方式の大きく2つに分類される。これに民間活力の導入が期待できる指定管理者制度を加えた3つの方式について比較を行った。



※過去の民営化事例には大阪市交通局の「株式会社化方式」や長野県ガス事業の「長野方式」などがあるが、どちらも事業譲渡方式の一つの手法であり、自治体の出資のあり方が異なるものであるため、事業譲渡方式に含まれるものと考え比較を行う。

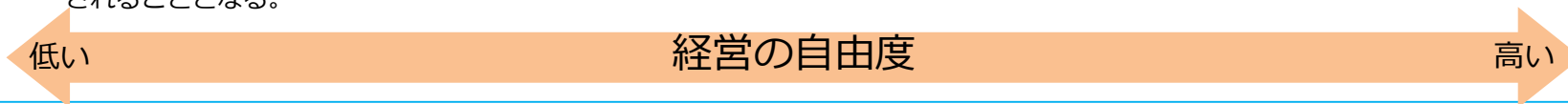


# 1 事業運営形態の比較②

## ▶ 安全・安心なガス供給、市民サービスの向上での比較

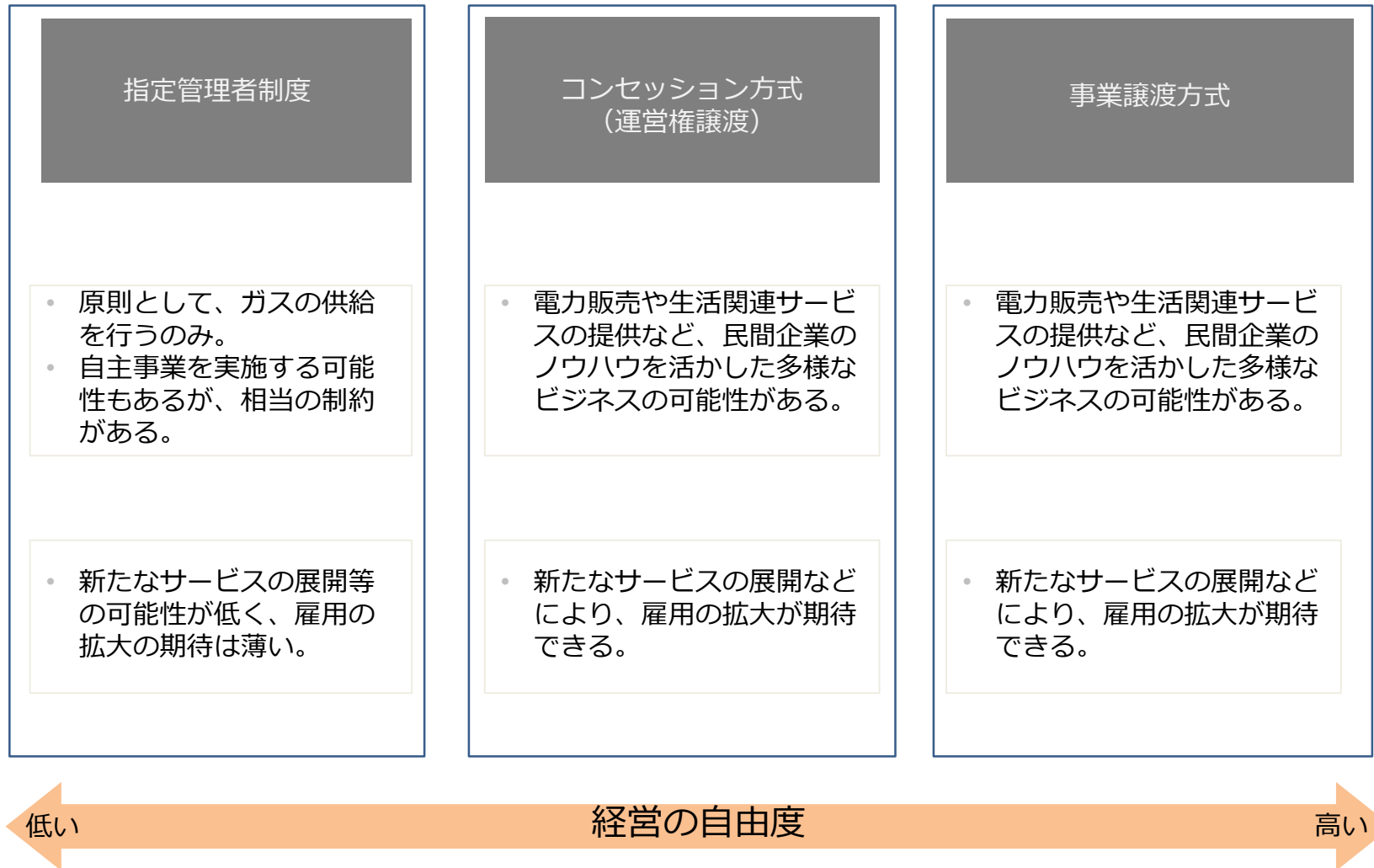
	指定管理者制度	コンセッション方式 (運営権譲渡)	事業譲渡方式
安全・安心な ガス供給	<ul style="list-style-type: none"><li>法令等により、保安水準・安定供給が保障される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法令等により、保安水準・安定供給が保障される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法令等により、保安水準・安定供給が保障される。</li></ul>
機動的な 料金設定	<ul style="list-style-type: none"><li>料金は、条例の範囲内で、かつ自治体の承認を得て、設定する必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>条例により料金上限の設定が可能(※)。</li><li>条例範囲内での改定でも市への届出は必須。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>料金水準、新たな料金メニューの設定について、民間事業者の裁量で自由に設定可能。</li></ul>

※ P F I 法第 17 条では、公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権を設定する際に料金に関する事項を定めた実施方針を定めることとされている。また、コンセッション方式を自治体において導入する場合、P F I 法第 18 条に基づき、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとされている。公共施設等の利用料金を定めた条例は存続するため、必然的に料金に上限が設定されることとなる。



# 1 事業運営形態の比較③

## ▶ 地域経済の活性化の視点での比較



# 1 事業運営形態の比較④

## ▶ 行財政改革への貢献での比較

	指定管理者制度	コンセッション方式 (運営権譲渡)	事業譲渡方式
市債残高の 縮減・償還	<ul style="list-style-type: none"><li>企業債の一括償還の必要はない。</li><li>従前通りの支払いを継続。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>企業債の一括償還の必要はない。</li><li>従前通りの支払いを継続。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事業を譲渡する際に企業債を一括で償還する必要がある。</li></ul>
譲渡収入及 び市税収入	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡収入や市税収入はない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>運営権譲渡収入や法人市民税収入が見込まれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事業譲渡収入や法人市民税・固定資産税収入が見込まれる。</li></ul>
公的関与	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス導管等の資産は市が全て保有し続ける。</li><li>地方自治法上、事業報告書の提出が義務付けられ、管理が適当でない場合、指定の取消しの可能性があるなど、関与が大きい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ガス導管等の資産は市が保有し続ける。</li><li>P F I 法に基づきモニタリングが可能。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>原則として市の関与はないが、出資や譲渡条件等により関与する場合もあり得る。</li></ul>

低い ← 経営の自由度 → 高い



## 2 民営化時期について①

- 本市ガス事業の民営化時期について、これまでの他都市の事例や本市の今後のスケジュール等から、今後の作業期間を下記のとおり見込む。

### ① 公募開始時期（令和2年度上半期）

今後の予定では、今年中に委員会から市長への答申をいただき、令和元年度内に仙台市として民営化計画を策定予定としている。その後、委員会で公募条件を議論いただくことを踏まえると、公募開始時期については令和2年度の上半期と見込む。

### ② 継承事業者の選定期間（9～10ヶ月）

直近の事例では、公募開始から優先交渉権者の決定まで、概ね6～8ヶ月程度となっている。本市ガス事業は、これまでの事例より規模が大きく、港工場を有していることなども考慮すると、応募事業者の提案資料作成や競争的対話の期間が通常よりも要することも想定され、当該期間を概ね9～10ヶ月程度と見込む。

### ③ 民営化前引継期間（1年間）

直近の事例では、大津市（コンセッション方式）を除き、10ヶ月から1年となっている。本市の規模等を考慮すると、確実な業務引継ぎのため1年間は必要と見込む。

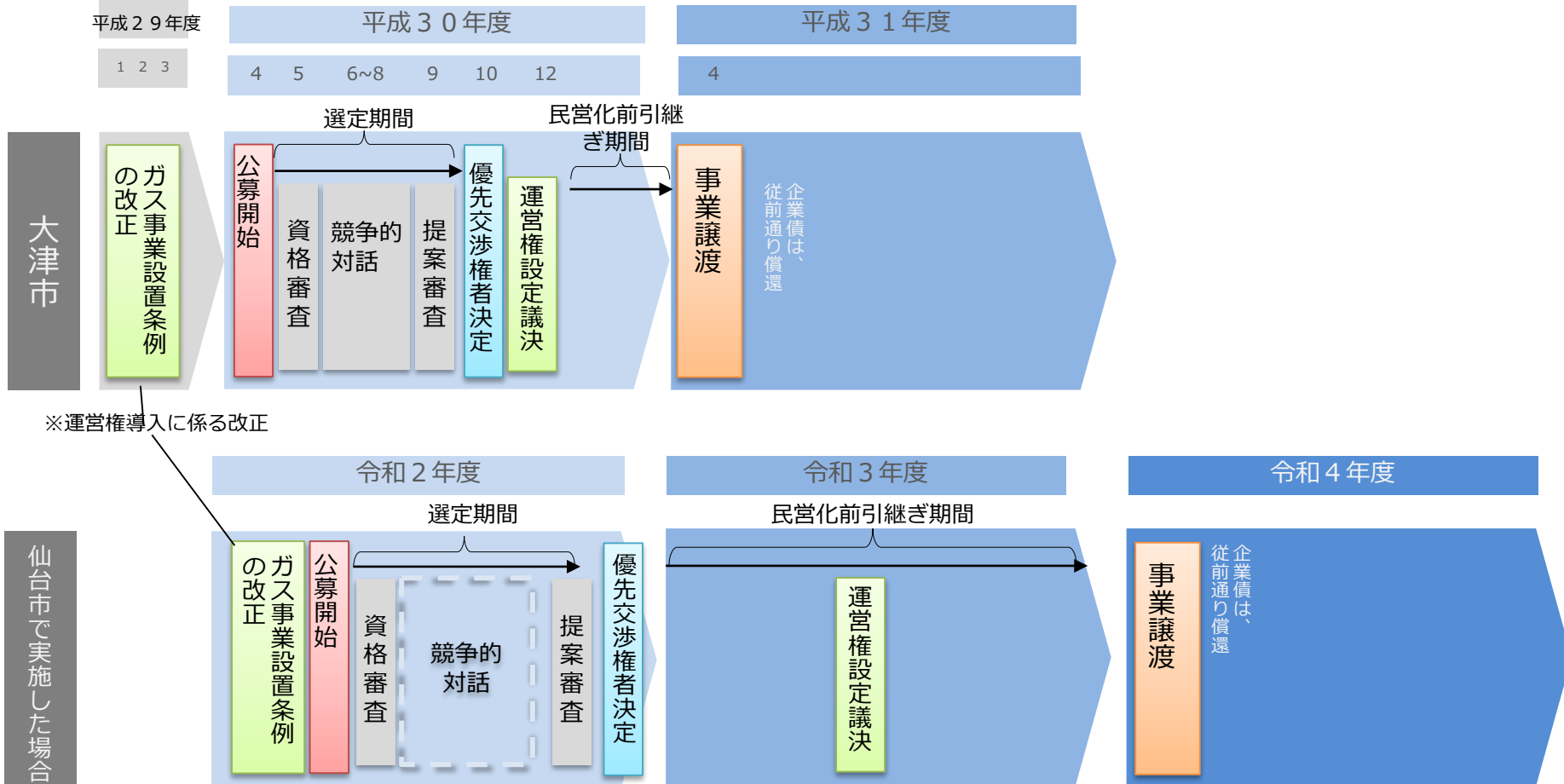
<他公営事業者における事例>

自治体	継承事業者の選定期間	民営化前引継ぎ期間
柏崎市	7ヶ月（H28.5～11）	1年間
大津市 （コンセッション）	6ヶ月（H30.4～10）	3ヶ月
下仁田町	※公募せず	1年間
福井市	7ヶ月（H30.5～11）	1年間
見附市	6ヶ月（H30.9～H31.2）	10ヶ月
にかほ市	8ヶ月（H30.7～H31.2）	11ヶ月

## 2 民営化時期について②

### ▶ コンセッション方式を採用した場合のおおよそのスケジュール

公募開始を令和2年度上半期、事業継承者選定期間を9～10ヶ月、民営化前引継ぎ期間を1年で想定した。

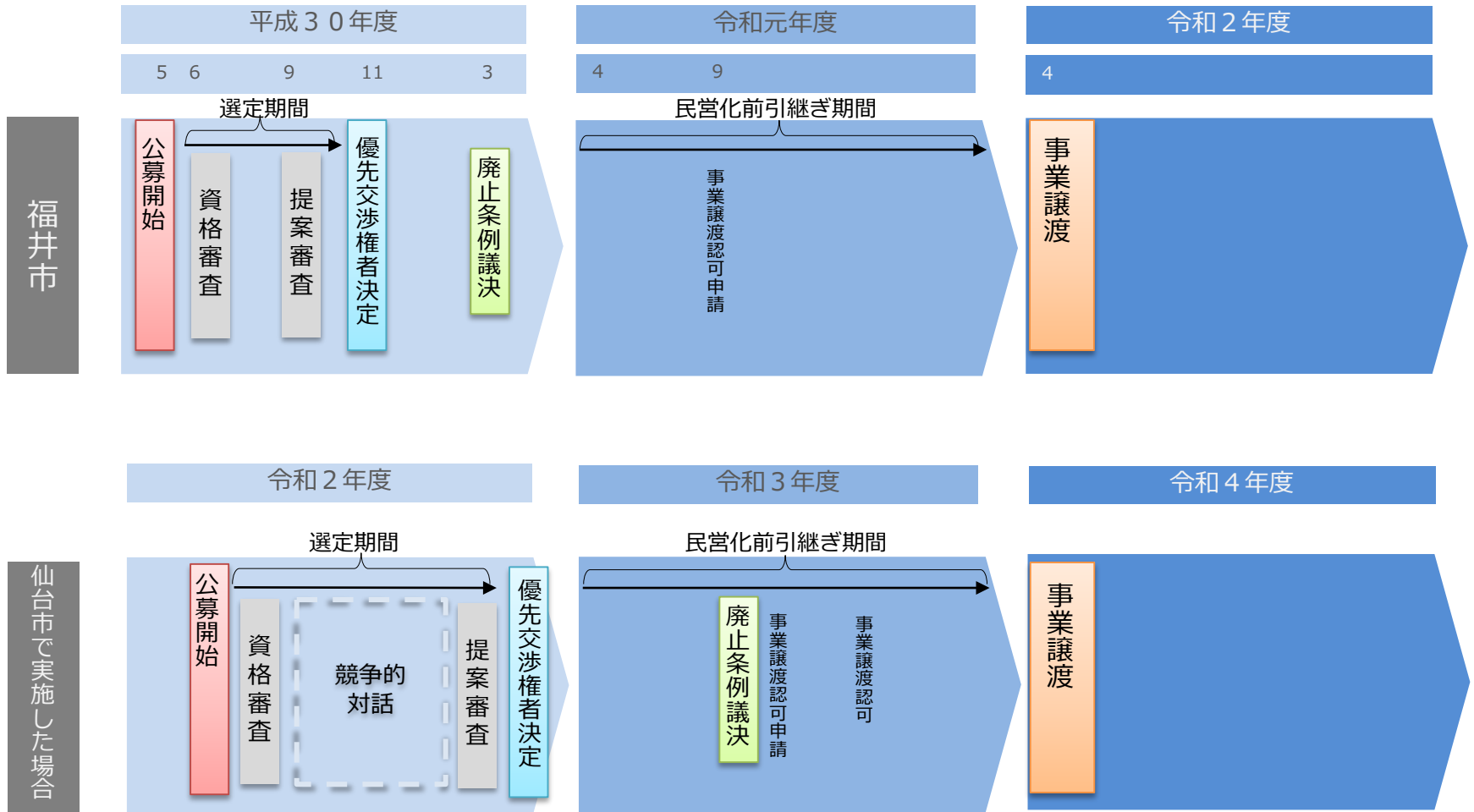




## 2 民営化時期について③

### ▶ 事業譲渡方式を採用した場合のおおよそのスケジュール

公募開始を令和2年度上半期、事業継承者選定期間を9～10ヶ月、民営化前引継ぎ期間を1年で想定した。



## 2 民営化時期について④

- スケジュールとして、公募開始を令和2年度上半期、事業継承者選定期間を9～10ヶ月、民営化前引継期間を1年で想定すると、事業譲渡の時期は令和4年度と見込む。
- 一方、これまでの多くの先行事例では、譲渡日を年度の切り替わる4月1日としているものの、3月～4月の引越しシーズンは、ガス事業者における開閉栓業務等の繁忙期と重なることから、確実な業務引継ぎの観点も考慮し譲渡月の慎重な検討が必要である。

### <事業開始の他公営事業者の事例>

譲渡日	公営ガス事業者	民営化後の継承者	民営化手法	調定件数	調定件数の年次	地域継承会社が設立されている場合の資本構成
H21/4/1	久留米市	久留米ガス	事業譲渡	26,112	平成16年度	久留米ガスは、西部ガス、筑邦銀行、久留米市、久留米共同ガス、筑後信用金庫の5社を株主として設立された。令和元年6月現在で、久留米市は株主ではない。
H21/10/1	長岡市(越路・三島・与坂・栃尾)	北陸ガス	事業譲渡	13,206	平成20年度	
H23/4/1	藤岡市・高崎市	東京ガス	事業譲渡	10,143	平成22年度	
H25/4/1	福知山市	福知山都市ガス	事業譲渡	5,782	平成24年度	伊丹産業100%出資会社
H26/4/1	長岡市(川口町)	北陸ガス	事業譲渡	1,261	平成25年度	
H26/4/1	宇部市	山口合同ガス	事業譲渡	12,738	平成25年度	
H29/4/1	富岡市	堀川産業	事業譲渡	7,147	平成28年度	
H30/4/1	柏崎市	北陸ガス	事業譲渡	27,901	平成29年度	
H31/4/1	大津市	びわ湖ブルーエナジー	コンセッション	97,165	平成29年度	大津市25%、大阪ガス・JFEエンジ・水道機工の3社で75%を出資
H31/4/1	下仁田町	TOKAI	事業譲渡	1,252	平成29年度	
R2/4/1	福井市	福井都市ガス	事業譲渡	20,761	平成29年度	福井都市ガスは、関西電力、北陸電力、敦賀電力の3社が設立。
R2/4/1	見附市	北陸ガス	事業譲渡	12,156	平成29年度	
R2/4/1	にかほ市	TOKAI	事業譲渡	5,047	平成29年度	

第1回仙台市ガス事業民営化推進委員会 資料6より抜粋